第明
三治
種二
郵十
便五
物年
認三
可月
三
十
一
日

平成２１年（フ）第５４３号
奈良県生駒市上町4530番地32
債務者　高橋　一志
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５６１号
奈良県大和郡山市北大工町14番地１　シティパレス21柳町Ｐ―Ⅱ102号
債務者　森田　敦子（旧姓室澤）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５８９号
奈良県生駒郡斑鳩町目安４丁目２番17号
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住３―308
債務者　飯田三千代（旧姓福留）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
奈良県生駒郡斑鳩町東福寺１丁目３番25号
債務者　西澤　伸介
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１２号
奈良市中山町145番地の８
債務者　屋島　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１４号
奈良市法蓮町589番地の２
債務者　山本　照夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６２１号
奈良県生駒市壱分町1464番地13
債務者　樋口　加代
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４号
奈良県生駒市高山町11397番地
債務者　長谷　純子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７５号
島根県雲南市加茂町東谷139番地７
債務者　小玉　千晶
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８６号
山口県下関市豊田町大字浮石2471番地　市営豊田西住宅４号
債務者　中川　真一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
愛媛県松山市北条辻629番地１　ステュディオ326
債務者　**萩**山　博明
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４７号
愛媛県松山市萱町６丁目30番地17　サークル萱町402号
債務者　門田　一美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５６６号
愛媛県松山市空港通２丁目４番32号　コーポＭＣ201号
債務者　西家　一杏
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７７号
愛媛県松山市堀江町甲81番地　内宮団地３棟15号
債務者　玉井　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
愛媛県上浮穴郡久万高原町大成602番地
債務者　中川　國光
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
福岡県久留米市梅満町18番地４
債務者　井上　眞弓
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部